

令和元年度著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

1. 今期の審議状況

- 令和元年 7 月に「法制・基本問題小委員会」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」を設置し、各小委員会において審議を行った。
- 法制・基本問題小委員会において審議を行った「写り込みに係る権利制限規定の拡充」については、令和 2 年 2 月、著作権分科会としての報告書を取りまとめ、所要の制度整備等を行うべき旨を提言した。
- 各小委員会における審議状況は次のとおりである。

（1）「法制・基本問題小委員会」における審議状況について

①写り込みに係る権利制限規定の拡充、②研究目的に係る権利制限規定の創設、③独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度、④インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について、検討を行った。

①写り込みに係る権利制限規定の拡充

平成 24 年の著作権法改正によって創設された写り込みに係る権利制限規定（第 30 条の 2：付随対象著作物の利用）について、従来からの指摘やその後の社会実態の変化等に対応して、適法となる利用範囲の明確化・拡充について検討を行い、令和 2 年 1 月 24 日付で「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書」をとりまとめた（その後、修正なく、著作権分科会の報告書としてとりまとめられた）。

②研究目的に係る権利制限規定の創設

「知的財産推進計画 2019」（令和元年 6 月 21 日知的財産戦略本部決定）において「研究目的の権利制限規定の創設（中略）について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期、中期）」とされたことを受け、これまでの検討・法改正等の経緯や現行法上の取扱いを確認しつつ、新たな権利制限規定の創設について検討を行った。

その結果、今年度は、基礎的な調査研究を実施し、来年度以降、権利制限規定の制度設計等について検討を行うことが確認され、令和 2 年 1 月より、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施されている。また、検討に当たって

の視点について自由討議を行い、具体的な制度設計等の検討を進める際には、①契約等による対応可能性、②対象とする「研究」の範囲（研究の主体や研究分野、営利・非営利の違い等）、③研究と著作物利用との関連性（著作物利用の必要性の強弱）、④対象とする著作物の種類（書籍、論文、新聞、ウェブ情報等）、⑤情報源の適法性（違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか）、⑥著作物の利用形態（利用の形態・分量、他者への提供の有無等）、⑦権利者の利益保護への配慮（補償金の要否等）、⑧規定の明確性・柔軟性のバランス、⑨その他関連する課題（国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化（法第31条第2項・第3項の適用場面の拡大）等）の9項目に留意すべきことが整理された。

③独占的ライセンサーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について

本年度は、昨年度に引き続き「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム」を設置し、昨年度のワーキングチームにおいて継続検討課題となっていた独占性の対抗制度及び独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度の導入について検討を行った。その結果、前提となる用語・概念、検討対象場面、関係者が実現を期待している状況等が整理されたところであり、その詳細については「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和2年1月20日）として取りまとめられ、小委員会に報告された。

④インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について

関係団体から、インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制に関する当事者間の取組の進捗状況等についてヒアリングを行った。その結果、関係団体により定期的・継続的に協議を行う場が設置・開催されたこと、海賊版サイトのトップページやカテゴリページを効果的・効率的に検索結果から削除する仕組みの構築を含め、侵害コンテンツの検索結果からの削除・表示抑制が円滑に進められていること、一方で個人のブログやSNSなどを通じた侵害コンテンツへのアクセスについての対策が新たに課題となっていること等が明らかとなった。これを受け、小委員会としては、現在の枠組みを有効に活用しつつ、当事者間において更なる取組を進めるよう求めるとともに、その状況を適宜フォローアップしながら、必要に応じて改めて検討を行うこととした。

(2) 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における審議状況について

①クリエイターへの適切な対価還元について

「知的財産推進計画2019」において、今年度は「関係省庁で検討を進め、結論を得て、必要な措置を講じる」とされたことを受け、内閣府、文化庁、経済産業省及び総務省において、現状の認識、補償が必要な私的録音録画の範囲の考え方、コピーコントロール技術との関係に関して、具体的な事実関係等の整理を含め、対価還元の在り方について議

論が行われており、意見の隔たりの大きい当事者間での検討を再開する前に、関係府省庁間による議論の整理を確認することが適切であることから、当該整理が整い次第、報告を受け、意見交換を行うこととなった。

②放送コンテンツの同時配信等に関する権利処理の円滑化について

規制改革推進に関する第5次答申を受けた「知的財産推進計画2019」において、「関係者の意向を踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う」とされていたところ、令和元年11月に総務省における課題の整理が取りまとめられたことを受け、小委員会で検討を行った。

その結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)として、①検討の射程・優先順位、②対象とするサービスの範囲、③権利処理の円滑化のための手法、④権利者の利益保護への配慮の4項目について考え方が整理されるとともに、これに沿って、関係者の意向を十分に踏まえつつ、より具体的な検討を早急に進める必要があるとされ、来年度は、これを踏まえ、更に議論を深めることとした。

(3)「国際小委員会」における審議状況について

①著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

世界知的所有権機関(WIPO)の著作権等常設委員会(SCCR)では放送条約等に関する議論が進められているところ、SCCRへの対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うための「放送条約の検討に関するワーキングチーム」を設置し、我が国の取り得る立場を検討する上で議論が必要な論点の整理を行うとともに、今後の進め方についての方針を定めた。

また、SCCRの議題となっているデジタル環境における著作権の分析に関して、デジタル環境に対応するために欧米で行われた近年の著作権法改正について有識者からヒアリングのうえ、議論を行ったところ、これらの法改正が我が国を含めた他国に及ぼす影響や実務面での今後の動向を注視すべきとの意見や、WIPOにおいて実施されるデジタル環境における著作権に関する調査について意見が出された。

②国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

文化庁による海外における著作権保護の取組として、地域の著作権制度の整備を目的とするWIPOへの拠出金による「アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業」、権利執行の強化を目的とする二国間協力事業及びトレーニングセミナーの開催、調査研究事業、普及啓発を目的とするアジアにおける普及啓発イベントの実施や教材の開発協力事業の実施状況について報告が行われた。また、有識者から、日本におけるインターネッ

ト上の海賊版サイトの定量化の分析に係る調査研究結果について発表が行われた。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第55回）（令和2年2月10日開催）における報告内容を参照。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/55/index.html>

2. 今後の課題

- 研究目的に係る権利制限規定の創設や、クリエイターへの適切な対価還元、放送コンテンツの同時配信等に関する権利処理の円滑化など、今年度の検討の結果、引き続き検討が必要とされた課題を中心に、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。